

青山剛昌ふるさと館あり方検討委員会 次第

日時 令和元年6月11日(火)

午前10時～

場所 北栄町中央公民館大栄分館

第2会議室

1 開 会

2 挨拶 北栄町長 松本 昭夫

3 経過及び現状説明 (P.2～4)

4 議 事

(1) 役員を選出について

委員長 (1名)・・・

副委員長 (1名)・・・

(2) 今後の進め方について (P.5、6)

5 その他

6 閉 会

青山剛昌ふるさと館あり方検討委員会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
なげとし かずひろ 竹歳 和博	由良宿自治会長会会長	自治会
やまます けいいち 山栞 敬一	北栄町観光協会会長	観光協会（請願者）
つのだ よしお 角田 芳夫	北栄町商工会副会長	商工団体（請願者）
さわだ としみち 澤田 廉路	株式会社地域資源活用研究所代表取締役 元鳥取大学地域学部特命准教授（地域再生担当）	学識経験者
とむら かずま 吉村 和真	京都精華大学副学長兼マンガ学部教授 京都精華大学国際マンガ研究センター研究員	学識経験者
みの ゆか 養 豊	兵庫県立美術館館長 金沢 21 世紀美術館特任館長	展示施設
しみず ゆみこ 清水 裕美子		公募委員
ふじき ともみ 藤木 智美		公募委員
たなか ふうみ 田中 文	北栄マンガ寺子屋倶楽部部員	その他町長が必要と認める者（請願者）
はぐち くに彦 濱口 国彦	由良宿まちづくりの会理事	その他町長が必要と認める者（請願者）
やまおか のりき 山岡 憲樹	特定非営利活動法人とっとり希望化計画 2 1 理事長	その他町長が必要と認める者
ごとう めい 後藤 芽唯	北栄町地域おこし協力隊（「コナンの聖地」観光地づくり担当）	その他町長が必要と認める者

《オブザーバー》

所 属	役 職	氏 名
鳥取県まんが王国官房	官房長	森田 美穂

《事務局》

所 属	役 職	氏 名
北栄町	副町長	手嶋 俊樹
北栄町	地方創生監	渋谷 潤
北栄町観光交流課	課 長	松本 裕実
北栄町観光交流課観光戦略室	室 長	永田 裕一
北栄町観光交流課観光戦略室	主 事	竹歳美穂子
北栄町観光交流課観光戦略室	主 事	宍戸 史歩
青山剛昌ふるさと館	館 長	石田 敏光

これまでの経過（「青山剛昌ふるさと館の移転新築に関する請願書」について）

時期	内容
平成30年2月	地元関係団体8団体より、「青山剛昌ふるさと館の移転新築に関する請願書」が、北栄町議会に提出される。(P.9、10参照)
平成30年3月	民生経済常任委員会で審議した結果、3月定例会において、「青山剛昌ふるさと館の移転新築に関する請願書」については、継続審査となる。
平成30年6月	民生経済常任委員会で審議した結果、6月定例会において、「青山剛昌ふるさと館の移転新築に関する請願書」については、継続審査となる。
平成30年9月	9月定例会において請願が採択となる。
平成30年10月	北栄町議会から北栄町へ請願の送付がある。(P.11参照)
平成30年11月	北栄町から北栄町議会へ請願の回答を行う。(P.12参照)
令和元年6月	青山剛昌ふるさと館あり方検討委員会の立ち上げ。

青山剛昌ふるさと館の現状

平成19年3月18日にオープンした青山剛昌ふるさと館は、漫画「名探偵コナン」の作者・青山剛昌氏の生まれ育った地である北栄町において、青山剛昌氏にスポットをあて、青山作品の世界を解き明かし、青山剛昌ファンをはじめ、ここに訪れる人々に彼の作品を通し、青山剛昌氏の魅力や人となりを紹介する「名探偵コナンに会えるまち 北栄町」の拠点施設として設置されました。

現在この施設は、名探偵コナンの聖地、北栄町の新しい観光拠点スポットとなっており、平成30年8月には累計入館者数が100万人を突破しました。

1. 事業主体 北栄町
2. 所在地 鳥取県東伯郡北栄町由良宿1414番地
3. 施設概要 建物床面積 891.27㎡
(鉄筋コンクリート一部鉄骨造2階建)
展示面積 679.42㎡
4. 開館日 平成19年3月18日
※北栄町大栄歴史文化学習館を全面リニューアル
5. 入館者数

年度	総入館者数	うち外国人入館者
平成18年度	6,333人	—
平成19年度	78,322人	659人
平成20年度	63,854人	939人
平成21年度	65,833人	949人
平成22年度	57,662人	1,863人
平成23年度	68,070人	4,502人
平成24年度	92,772人	5,731人
平成25年度	74,480人	3,645人
平成26年度	80,241人	5,184人
平成27年度	108,134人	9,432人
平成28年度	110,166人	15,139人
平成29年度	127,544人	18,288人
平成30年度	161,309人	17,332人

6. 町の課題

- ・青山剛昌先生からゆずり受けた大量の貴重な所蔵品（原画、グッズなど）を有効に活用して展示するスペースが不足している。
- ・所蔵品の保存スペースがない（原画は役場出納室や青山剛昌ふるさと館の金庫で保管、グッズは青山剛昌ふるさと館敷地内のプレハブ小屋で保管）
 - ⇒貴重な所蔵品であり、美術品と同じように専用の保存スペースが必要。
 - ⇒美術品と同等の価値としての、住民の理解が進むかどうか
- ・エレベーターがなく（構造上も設置不可）、車椅子、歩行が不自由な方が気軽に利用できる施設となっていない。その他専用の授乳スペースやオムツ交換スペース、子供用トイレ等がない。
- ・入館者が年々増加しており、施設が手狭になっている
 - ⇒平成30年度入館者数 161,309人（年間最高入館者）
 - ⇒令和元年5月3日入館者数 4,376人（1日での最高入館者数）
 - ⇒イベントスペースがない
 - ⇒思うような展示の入れ替えが出来ない
- ・年々増加するインバウンドへの対応
 - ⇒Wifi環境の整備
 - ⇒展示物や案内の多言語化
 - ⇒外国語が話せるスタッフの確保
 - ⇒クレジットカード決済対応
 - ⇒ムスリム旅行者対応（礼拝環境の整備）

青山剛昌ふるさと館の施設のあり方検討の進め方

◆平成31年度（令和元年度）

時期	青山剛昌ふるさと館の施設のあり方検討委員会	その他
4月	検討委員会設置要綱の制定・施行 公募委員2名募集（25日～5月中旬）	
5月		
6月	第1回（6月11日） ・現状説明、進め方、会長選出 ・ふるさと館施設見学	
7月	第2回（7月9日） ・課題抽出、解決策の検討（視察、アンケートの説明）	【アンケート調査】 ・ふるさと館入館者
8月		【アンケート調査】 ・町民意識調査
9月	視察研修 ・委員をコース別に3班に分けて視察 （各班に職員が随行） ⇒視察後のレポート提出	【9月議会】 ・補正要求（アドバイザー旅費等）
10月	第3回（10月15日） ・視察内容の報告、解決策の集約 ・来年度の方向性の検討	
11月	第4回 ・検討結果と方針のまとめ ⇒アドバイザー招聘による意見聴取 ・来年度の方向性の決定	
12月		【パブリックコメント】
1月	（第5回…4回でまとまらなかった場合の予備）	
2月		
3月		

◆令和2年度

- ・前年度にまとめた方針に従い、施設整備の基本構想について検討、提言。
（役割と機能、整備方針、運営方針等）

検討事項

1. コンセプト

- (1) 設置の目的・理念
- (2) 基本的な性格、あり方

→どのような青山剛昌ふるさと館にすべきか、
現在の課題を抽出し、解決策を検討する。

2. 役割と機能

- (1) 作品の収集
- (2) 作品の展示
- (3) その他

3. 設備方針

- (1) 立地条件、立地場所
- (2) 必要な施設設備と規模
- (3) 整備手法

青山剛昌ふるさと館あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 青山剛昌ふるさと館(以下「ふるさと館」という。)のあり方について検討するため、青山剛昌ふるさと館あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を検討し、町長に提言する。

- (1) ふるさと館の基本的な設置目的・理念、性格や機能、施設設備や規模、立地場所及び運営体制等のあり方に関すること。
- (2) その他ふるさと館のあり方に必要な事項に関すること。

(構成等)

第3条 委員会は、会長1名、副会長1名及び委員12名以内で構成する。

- 2 委員は、別表に掲げる関係機関等から選任された者とする。
- 3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、役職の変更に伴う後任者の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第5条 委員会に、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、必要に応じて追加等の変更を行うことができるものとし、会長が選任する。

3. 会長は、ふるさと館のあり方の検討の円滑な遂行を図るため、アドバイザーに意見を求めることができる。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、北栄町観光交流課内に置く。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

別表(第3条関係)

関係機関等
自治会
観光協会
商工団体
学識経験者
展示施設
公募委員
その他町長が必要と認める者